

一般社団法人日本パラフェンシング協会
強化部規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために設置する専門部として強化部を設置するにあたり、強化部の組織および運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(活動方針)

第2条 強化部は、当協会が定款に定める目的を達成するために、パラフェンシング技術の向上、競技者の強化育成、競技者・指導者の発掘・育成、競技力向上をもって競技を普及することを活動方針とする。

(強化部および強化専門委員会の業務内容)

第3条 強化部には以下の強化専門委員会（以下「委員会」という）を設置し、各委員会の業務は次の事項とする。なお、各委員会の規程はそれぞれ別に定め、強化部は各委員会の統括を行うとともに、強化活動全体の計画を立案し、執行の管理を行う。本規程に定めるもののほか強化部の所掌事項の実施に関し必要な事項は、強化部においてこれを別に定め、理事会の承認を得る。

- (1) 強化委員会を設置し、強化指定選手・スタッフおよび国際大会派遣選手・スタッフの選考資料作成、強化指定選手のトレーニング計画策定と実施を行う。
- (2) 育成委員会を設置し、パラフェンシング競技者の発掘と育成および指導者・強化スタッフの育成を行う。

(強化部長の要件と強化部員)

第4条 部長は、代表理事がこれを指名し、理事会で承認し選任する。部長は、以下の要件を満たす者でなければならない。

- (1) パラフェンシングまたはオリンピックフェンシングの競技経験または指導経験があること。
 - (2) 公益財団法人日本パラスポーツ協会公認障がい者スポーツコーチ、もしくは上級障がい者スポーツ指導員資格の保持者である者。または、同等の競技指導経験があり、理事会の承認を得る者。
- 2 部員は、部長が理事会に推薦し、理事会で承認し選任する。
- 3 部員は、当協会の社員でなくても、部長の推薦により前項の手続きをもって部員に就任できる。

(任期)

第5条 部長および部員の任期は、原則として就任日より2年とし、当協会役員の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げないが、10年を最長とする。

(強化部会)

第6条 部長は、必要に応じて強化部会を招集し、その議長となる。なお、強化部会はオンライン形式での出席を認める。

- 2 強化部会は、部員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 強化部会の決議は、出席者の過半数をもって行う。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する部員は、議決権を有しない。
- 5 強化部会は、部長の承認により、当協会理事、他委員会委員、その他専門家のオブザーバー出席を認める。

(守秘義務・個人情報保護)

第7条 強化部に強化関連の通報または相談があった場合は、他の専門委員会や当協会理事会に報告および連携が必要な場合を除き、通報者・相談者の個人の身元氏名は第三者に公表してはならない。なお、通報者・相談者の身元を第三者に漏洩した者は懲戒委員会による処分の対象とする。

(権限)

第8条 強化部の権限は、第3条の定める範囲で以下のとおりとする。

- (1) 当協会の定款・倫理規程等に違反するもしくは疑わしい事例が発生した場合、または当協会の強化の取り組みを阻害するような事案があった場合は、臨時強化部会を開いて対処方法を検討し理事会に報告する。
- (2) 懲戒処分に相当するような事例が発生した場合は、倫理委員会、懲戒委員会と共同で対処する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。